

憩の家かや沼の一日も早い再開を

鈴木 裕美
議員

町 長 町内外に愛される施設の活用を図りたい

問 憩の家かや沼は、本町の貴重な財産であることは町民を含めて承知のことである。

3月22日、突然の休館・そして28日、標茶町観光開発公社の倒産は町内外の人たちへ大きな衝撃を与えた。その後今日まで多くの人々から、一日も早い営業の再開を、特に入浴だけでも営業をとの声が寄せられている。倒産した標茶町観光開発公社に対する管財人の整理がいつ終わるのか、町は情報を得ているのか。

町長はこれまでも早い時期に再開したいとの意向を表明されていたが、再開の見通しは



憩の家かや沼

いつ頃と考えているのか。

町有財産としての憩の家かや沼の活用について、これまでの検討状況を聞く。

憩の家かや沼は、釧路湿原国立公園内唯一の宿泊施設で、多くのみなさんから愛されてきた。町民の財産であるこの施設を今後も維持し、活用していくには、指定管理制度など、町が何らかの形で関与できる方法とすべきではないか。

農業振興地域の区域の変更のあり方を問う

本多 耕平
議員

町 長 制度見直しを訴えていく

問 農業振興地域の整備に関する法律によつて日本の農業は守られてきた。近年の農業情勢、農村集落の変化を見たととき、離農者が相次いで、農地は保全されているが、山林原野はどのように利用保全管理していくのか。

農村集落の活性化のためには、他産業の起業があるとき等、農業振興地域整備計画にある基礎調査のあり方第12条省令をどのように考えるか。

緊急性のある事業については、随時変更、調査ができるよう農水省に求めるべきと考えがどうか。

答 6月26日の債権者集会で、一定の状況が示されると聞いている。

また、再開については観光開発公社が整理されたら、具体的な検討を行っていくたい。

土地や建物は標茶町が所有してい

るので、本町の観光の拠点とし、町内外のみなさんに愛される施設として活用を図っていききたい。

憩の家かや沼を公の施設と位置づけ、指定管理者制度により運営を考えている。

答 山林原野の用途が混牧林地として活用しているものは原則、農用地区域として設定している。

平成11年の法改正により、5年ごとに基礎調査を実施し、道内の市町村でも緊急性のある事業計画が浮上した場合に現行法では変更できない事業もあるため、本年5月23日開催された北海道町村会定期総会の本年度の政務活動方針の農林水産に関する事項では、簡素化を図ることも、農用地区域に除外要件を緩和すること等を要望事項としている。

今後についても制度見直しを訴えていきたい。

本多 耕平 議員

国道272号線の道路規格の問題解決を

問 釧路管内における道路整備が進み、道東道、釧路外環道、国道

272号線の高規格道が改良中で、物資の高速化等、地域経済に及ぼす影響は限りなく大きくなると考える。

しかしその反面、272号線の規格のあり方によって、農作業車の移動が容易でない中央分離帯型が多く渋滞を起こしている。対面交通にならないか。問題解決のための地域住民との説明会を開くよう、国及び道路管理者に働きかけるべきではないか。

答

阿歴内地域の道路構造は中央分離型であり、作業車が走行することにより渋滞を起こしていることから対面通行にならないかとの質問だが、過去に正面衝突が全道平均の3倍も高かったことで、中央分離帯が設置されている。

当該区間の車道と路肩は、災害時や緊急の車両の通行ができるように大型車がすり抜ける幅員が確保されている。

危険箇所や要望などについては、課題を解決しながら道路管理者と調整しながら進めていく。

問

自営業者やその配偶者などが加入する国民年金では、4月から出産前後の女性の保険料を原則4か月分免除する制度が始まった。

対象者は、出産月が今年2月以降の女性であり、所得制限はなく、年間20万人が該当する見込みとの報道があったことから以下について伺う。

・本町の対象者が免除を受けるためにはどのような申請手続きが必要か。また、出産後の申請手続きも可能か。双子など多胎妊娠についての免除期間はどのような併せて伺う。

・未来の標茶町を担う宝ともいふべき赤ちゃん子育て世代に対し、町広報や町のホームページ、町立婦人科、ふれあい交流センターへポスターを貼る等で対象者が解るように積極的な周知を図るべきと思うが町長の所見を伺う。

出産前後の国民年金保険料免除の取り組みと周知を

鴻池 智子 議員

町 長 積極的に周知していきたい

答

出産前は所定の届出書に予定日がわかる書類を添付し、出産後は本町で確認できる場合は届出書のみ提出、子と別居の場合は住民票等の添付が必要である。

多胎妊娠は、出産月の3か月前から6か月間免除となる。

制度の対象が国民健康保険の被保険者なので、出産育児一時金の申請時に本制度内容の説明をし、同時に申請手続きをしてもらうよう配慮している。

町広報等活用し、積極的に周知していきたい。



鴻池 智子 議員

災害備蓄に国産の液体ミルクの導入を

問

熊本地震から3年で、お湯に溶かすことなく哺乳瓶に移しかえれば与えられる便利な国産の液体ミルクが3月より販売が開始された。本町でも自然災害による避難を経験したことから、以下について伺いたい。

液体ミルクは、女性の社会進出が進む北欧を先頭に、海外では広く普及している。本町でも災害時の備えとして、国産の液体ミルクの導入配備も必要と思うが町長の所見を伺う。

答

本年3月に国産の液体ミルクが許可され、現在2社から販売されている。

粉ミルクとの違いは、保存期間が短く又割高であるが、清潔で熱いお湯の確保が困難な災害時のためにも、災害発生後、2、3日分程度の備蓄の方向で検討したい。

「憩の家かや沼」の早期開業を

深見 迪議員

町 長 早期再開のため最大限の努力をしていきたい

「憩の家」の早期開業は多くの町民の願いでもあるが、町民の願いは町長に届いているか。
(株) 標茶町観光開発公社の破産により本町の損害金額はどの程度になるか。
3月の時点で、町長は補正予算を提案し、議会の同意が得られず否決されたが、1千万円の補正予算の投入で経営改善の見通しはあったのか伺う。
現在「憩の家」の経営に対して民間のオフアは来ているか。
突然従業員全員の解雇を通告したが、町の町政理念から見ても道義的、社会的責任があると考えるがどうか。
「憩の家」閉鎖直前にも入浴チケットを購入した人がいた。これらの補償は何らかの形ですべきと考えるがどうか。



答 早期再開を望む声は、署名等により多数寄せられている。早期再開のため最大限の努力をしていきたい。
本町の損害は、貸付金の3,000万円、公社株券の1,594万円、その他未確定の法人町民税、入湯税の町税等が見込まれる。
5月の大型連休まではほぼ満館の予約があった。利用者の信頼を維持することが将来の「憩の家かや沼」および、その運営者に対し、果たすべき責任と考えた。
これまで数社から運営に関心をいただいている。
公社としては事前予告もなく解雇し、つらい思いをさせてしまった。町としては求人情報の提供や、個々の相談に応じている。
入浴チケット等、町がその債務を引き継ぐのは難しいと考えている。

深見 迪議員

へき地保育所の給食を実施すべきではないか

問

国の保育園の給食費は、おおむね一食230円、一月4,500円位と聞いている。本町の場合、今まで保育料金として一括して徴収していたと思うが、給食費としての程度の金額と推計されていたか。
保育園保育料、幼稚園保育料が無料化となったが、この無料化の中には給食代も入っている。公平を期すためにもへき地保育園の給食を実施すべきではないか。

答

職員の給食費は、一食当たり費用を218円としており、一ヶ月4,578円となり、年額では一人当たり54,936円になる。

沼幌については新たな調理室の増設が必要となること、ひしのみ保育園については、調理を止めてから相当地の間を経ており、各種調理器具、食器が再使用できないことから調理器具等の更新が必要である。また、安定した人員確保は困難な状況にあり、へき地保育所での給食提供は難しい状況である。

今スタートしたばかりなので、それに代わるいい方法はないのかなど検討させていただきたい。

深見 迪議員

塘路駅横の「ウォーキングマップ」看板の改修を

問

塘路駅横の「ウォーキングマップ」看板は色あせて見えない部分が多い。改修すべきではないか。
またサルボ・サルルン展望台へ向かう小さな案内板の改修も大きく分かりやすく距離数なども入れて併せて行つてはどうか。

これからシーズンでもあるので早急に改修を行っていただきたい。



塘路駅横ウォーキングマップ

答 ウオーキングマップの看板は、平成11年に作成した。設置から20年余り経過し、色褪せて見えない部分もあり、多くの観光客が訪れる塘路地区であるので、分かりやすい観光案内のため塘路地区と連携を図りながら改修に向け検討していきたいと考えている。

もう一つの看板は、博物館オープンに合わせて作成したものだと思いが、既存の看板も含め、観光客に効果的にわかっていただけるような案内看板を総合的に検討していきたい。

深見 迪 議員

町民生活の実態に即して国保税の値下げをすべき

問 今年2月北海道が公表した資料の「世帯類型別試算結果」を見ると、年収400万円4人世帯では9万6,500円の増など、北海道に保険者が移管し国保税の値上げが想定よりも大変大きくなってきているのではないか。

また、「所得に関係なく課せられる均等割」は子どもが多いほど増えていく。本町議会でも意見書が採択

されており廃止・軽減すべきと考えがどうか。

さらに国保税の負担軽減のため根拠のない法定外繰り入れの削減を復活させるべきではないか。

答 国保税は、令和元年度は増額する見通しである。

子育て世帯の子どもに係る均等割軽減措置の導入を国に要望していきたいが厳しいものと判断している。

国保税は高いとの認識はしている。この度の広域化により方向性が変わったことから、一自治体で判断できるものではない。道の示す標準税率が定まってからどのようなことができるか探していきたい。



国民健康保険証

友好都市の締結への取り組みを

松下 哲也 議員

町 長 機運が高まった際には検討したい

問 8年前、平成23年9月定例会一般質問で姉妹都市締結をめざした都市交流について質問したが、その後の動きについて伺う。

当時、管内では2町が姉妹都市を締結されていない状態であったが、現在は本町だけがごともそのような状況に至っていないのは非常に寂しい限りである。

様々な事業、団体等で独自の交流活動が行われ、情報発信が行われていることは理解している。特産品の販売促進、人材交流等、様々な分野での活動、若い人の定住等を考えていくと一つでも魅力が持てるようなまちづくりのため必要なことと考える。

また、昨今は自然災害が多発している中で自治体間での防災協定を締結する事例もある。様々な取り組みの中で標茶の再発見、魅力向上のため、ぜひ友好都市締結に取り組むべ

きと考えるが町長の所見を伺う。

答 本町では友好、姉妹都市の提携は結んでいないが、行政や民間団体において、産業、社会教育、スポーツ等の分野で交流活動が進められている。今後も自発的な交流を引き続き支援していく。

姉妹都市締結は、自然や歴史といったその土地ならではの特色に共通点があり、締結するきっかけとなるような様子が展開した結果である。

本町が進める交流活動の中から、相手市町村との交流をさらに深めるべきとの機運が高まった際には、友好都市などを視野に議会に相談したい。



渡邊 定之
議員

J A しべちゃ農畜産物加工センターへの積極的な対応を

町 長 J A、利用者と相談し進めていく

問 J A しべちゃ農畜産物加工センターは平成元年10月の稼働から30年以上にわたり多くの町民に利用されてきた施設だが、近年トラブルの発生も多くなり施設の改修、機械等の入れ替えが必要になってきている。このことについて「J A しべちゃ」とどのような検討をしているのか伺う。

この施設は市街地の町民の利用者も多く、町としても積極的な対応をすべきと考えるがどうか。

今後の展開については、今日まで利用してきた団体、個人の意見など、広く町民の意見を聞き取る場を設けるべきと考えるがどうか。

しべちゃ牛乳プラントについては、町も検討されていると考えるが具体的な内容を伺う。

答 本年3月1日にJ Aと、食材加工センターの現状と課題についての意見交換を行った。そこで、施設内の加工機器については現状の施設で加工が継続できるように、トラブルの発生が多くなった機械の改修等はJ Aが実施することとして現在故障した機械の修理及び発注を行っているという。受注生産となっている缶詰の自動巻締機については、早ければ8月にも設置される見込みで、運用再開については1月頃を目途にすすめていると聞いている。その他の機器は、随時利用している。

今後施設改修にあたっては、利用者からのヒアリングが有効であると考えているが、実施時期等J Aと相談しながら詰めていく。

牛乳プラントについては、3月にJ Aと初めて協議の場を持ち意見交換を行った。

情報収集など行っているがその後J Aをはじめ関係機関、団体と協議を進めていきたい。

渡邊 定之
議員

西別岳山小屋の管理改善、管理人の待遇改善を

問 年間延べ1万人を超える登山客と山歩き「フットパス」を楽しむ人たちが利用し、500人ほどの夜間利用者がある山小屋の管理について現在どのような対応をしているのか伺う。

又、施設の維持管理については町としてどのように考えているのか伺う。

現在管理人として委託している人も高齢者になり長くは続けられないとの話も聞いている。今後の対応を聞く。また、待遇等の改善をすべきではないか。

施設的环境について、トイレの改善が必要であると考えているがどうか。

答 阿寒・摩周国立公園に位置する西別岳は人気を博している山である。

維持管理は、環境省との提携による西別岳登山道の保全に関し、自然環境の保全と適正利用の推進等、双方の適切な保全に努めている。

今後の人員確保並びに業務内容、

山小屋及びトイレの維持管理、改善については、委託先の虹別連合振興会と協議をしていきながら今後の方向性を探っていきたい。



西別岳山小屋

渡邊 定之
議員

私道の維持管理に必要な支援策を

問 本町の酪農家の中には、公道から搾乳施設、飼料のストック施設、倉庫まで相当の距離があり、道路の維持管理、除雪等に苦勞している実態があるがどのように考えているか伺う。

本町の酪農家の中には、公道から搾乳施設、飼料のストック施設、倉庫まで相当の距離があり、道路の維持管理、除雪等に苦勞している実態があるがどのように考えているか伺う。

予算審査特別委員会

総括質疑

類瀬 光信 議員

「避難所のトイレをオストメイト対応に改修すべき」

一般的な私道とは違い、タンクローリー、飼料運搬車の大型化により道路の維持管理が大変である。また、道幅ぎりぎりの私道でのアクシデントの多発、大雨等による道路の損壊など、個人の対応に限界がある。実態を聞き取り必要な支援策を講ずるべきと考えるがどうか。

答 私道の維持管理、除雪等については、個々の経営における施設や機械等の整備、労働力の確保について、原則的にはそれぞれの経営者としての判断、対処されるべきもので、個々の経営の中で完結されるものと考えている。

私道の維持管理の実態、聞き取りと支援策については、個々の経営における農道の維持管理についても、各種助成制度の活用をしながら、経営内で完結されるものと考えている。



問 病気や事故により消化管や肛門を失いストーマを使用している、いわゆるオストメイトが、安心して日常生活を送り文化活動や生涯学習を行えるよう、さらには、災害時にためらうことなく避難所を利用できるように施設を改修すべきではないか。

答 避難所の環境については、平成25年に国から示された、「避難所における生活環境の確保に向けた取り組み指針」に従い整備を進めている。オストメイトへの対応については、避難者が最も多いトレーニングセンターが未対応である。施設の改修については、今後、オストメイトの実態と、既存施設改修に要する費用等を把握した上で、総合的に判断したい。

「保育園における入園待機者を早急に解消すべき」



オストメイト対応トイレ

問 4月より、町長の重要な公約であった保育料無料化が実施された。子育て支援の切り札と期待される施策だが、一方で入園希望が叶わず待機している町民がいる。早急に対策を解消すべきではないか。

答 待機者の発生は、未満児の入園希望の増加が予想されることから、ある程度想定していた。それに対して、保育士の増員を図り対応する予定であったが、新規採用も含めてまなならず、人員不足のまま実施せざるを得なかった。

退職者など有資格者への接触を含む、あらゆる手段を講じて環境の改善を図り、入園希望者全員が入園できるよう努力したい。

議案第36号

標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例」反対討論

深見 迪 議員

私は、議案第36号「標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例」案に反対の立場で討論を行います。

本町の国民健康保険税は、7割、5割、2割の軽減がかかる世帯は加入世帯の約46.7%で残りの軽減がかからない世帯、特に子育て世代に厳しいものとなっています。国民健康保険被保険者の高齢化、所得の低下は進み、他の医療保険と比べ、一番所得が低いのに一番高い保険税を払っているのが現状です。

国民健康保険事業は、今まで町が保険者でしたが、広域化により北海道が保険者になることになって「国の指導による」として、従来行ってきた一般会計からのいわゆる法定外繰り入れを段階的に解消するようになって3年目です。こうして毎年国保税は高くなっていくことになりました。

激変緩和措置があるといいますが、

上げ幅を緩やかにするものに過ぎず、高すぎる保険税の解決にはなっていない。

この様な状態の時に、本条例改定案はいくつかの改定を行っていましたが、一番問題なのは第5条中、つまり被保険者均等割の一人分の均等割額を2万2千円から2万3千円に1千円値上げするという内容です。均等割ですから、世帯の人数が3人であれば3千円、5人であれば5千円の値上げになります。その世帯の子どもの人数が多ければ多いほど値上げが大きくなるという仕組みです。まさに少子高齢化に追い打ちをかけるものと言わざるを得ません。そしてこのような応益を増やしていく事態は今年だけでなく、改革が一応終わる2023年まで続くこととなります。

地方自治体の主たる任務は言うまでもなく住民の福祉の向上にあります。標茶町民の経済状態を真正面から見れば、到底このような条例改定は考えられません。

以上の理由で、私は本条例改定案に反対いたします。

◆◆◆◆ 令和元年 第2回定例会賛否一覧 ◆◆◆◆

※これ以外の議案等は全員一致です。

議 員 名 議案等の内容	渡邊 定之	類瀬 光信	長尾 式宮	松下 哲也	熊谷 善行	鈴木 裕美	舘田 賢治	深見 迪	本多 耕平	黒沼 俊幸	鴻池 智子	後藤 勲	菊地 誠道	結 果
議案第 36 号 標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	×	○	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○	原案可決
意見書案第 10 号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	○	×	×	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	原案否決
意見書案第 11 号 就労継続支援 B 型事業所などの報酬引き上げを求める意見書	○	○	×	○	×	○	×	○	×	×	×	×	×	原案否決

○ 賛成 × 反対 退 退席 欠 欠席 (議長は、可否同数以外の採決に加わりません。)

意見書

次の3件の意見書が提出されました、1件が可決、2件が否決されました。

◆意見書案第10号(否決)

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書

進む高齢化社会の中で、高齢者が安全に暮らしていくために、補聴器購入に対し公的補助を求めたものです。

◆意見書案第11号(否決)

就労継続支援B型事業所などの報酬引き上げを求める意見書

重度の障がいがあり一般企業への就労が困難な人を支援する「就労継続支援B型事業所」への報酬が政府の報酬改定の影響で減収になっています。この引き上げを要望したものです。

◆意見書案第12号(可決)

新たな過疎対策法の制定を求める意見書

「過疎地域自立促進特別措置法」が令和3年3月末をもって失効することから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要であるとして、新たな過疎対策法の制定を求めたものです。